

制定日：平成28年4月1日

改定日：令和6年3月1日

船橋市景観総合審議会公募委員選定基準

「船橋市景観総合審議会公募委員の選定に関する要綱」に基づき選任する公募委員の選定基準は以下の項目につき考慮するとともに、船橋市の景観及び屋外広告物に関する総合的な観点から選定するものとする。

- ① 公募委員として意欲、熱意が感じられるか。
- ② 社会状況や船橋市の状況を理解しているか。
- ③ 市民の視点で船橋市の景観及び屋外広告物の課題を捉えているか。
- ④ 客観的、論理的な思考を持っているか。
- ⑤ 船橋市全体の景観形成についての関心が感じられるか。